令和4年度第3回愛知県都市計画審議会

令和5年2月2日(木)午後1時30分 愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局(都市計画課主査 河合洋岳)】

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第3回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

初めに、傍聴される方にお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のとおり、静粛に傍聴してくださいますようお願いいたします。携帯電話は、電源を切っていただくか、マナーモードにしていただき、かばんなどにしまってください。録画、録音などは禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項をお守りいただき傍聴していただきますようお願いいたします。

続きまして、当審議会の会長を務めていただいております秀島会長から御挨拶をお願い いたします。

【会長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

こんにちは。会長の秀島でございます。一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年度第3回愛知県都市計画審議会の開催に当たり、大変お忙しいところ を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の都市計画審議会におきましては、「名古屋都市計画区域区分の変更について」始 め8議案の上程を予定しております。

委員の皆様方には、それぞれの御専門の見地から活発に御意見を頂きますとともに、議事が円滑に進行いたしますよう御協力をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

【事務局(都市計画課主査 河合洋岳)】

ありがとうございました。

ここで、本日の会議で使用する資料について御説明させていただきます。

資料は、ペーパーレス化により、全てタブレット端末にございますので、御協力をよろしくお願いいたします。なお、資料にメモ書きをなさりたい場合には、別途紙の資料も御用意しておりますので、職員にお声がけください。

傍聴人の方には、申し訳ございませんが、タブレットの御用意がございませんので、お 手元の紙の資料を御使用ください。

続きまして、タブレットの操作方法について御説明させていただきます。正面の職員が 操作を示しますので、御覧ください。

お手元のタブレットの画面が暗くなっている方は、下の丸いボタンを1回押してください。そうしますと画面が起動します。

もう一度ボタンを押していただくと、本日使用する全ての資料の一覧が表示されます。 表示されない場合は、職員にお声がけください。よろしいでしょうか。

今度は、左上から2番目にあります「1 第1号議案①」と書かれた資料をタップしてください。そうしますと、画面に議案が表示されます。

画面を左右にスライドしていただくと、ページを進めたり戻したりすることができます。 また、2本指で広げたりつまんだりすると、画面を拡大したり縮小することができます。 画面をつまんで縮小の操作を続けていただきますと、全てのページ一覧が表示されます。 ここで御覧になりたいページをタップしていただくと、目的のページに素早く移動することができます。また、画面左上の矢印マークをタップしていただきますと、最初の資料の一覧に戻ることができます。左上の矢印が表示されていない場合は、画面の中央をタップしていただきますと矢印が表示されます。

それでは、左上の矢印をタップしていただき、最初の一覧画面にお戻りいただけますで しょうか。

なお、位置図や図面につきましては、正面に設置してございますモニターにて表示をさせていただきます。

次に、マイクの使用方法について御説明させていただきます。

御発言の際には、マイク右下のボタンを押してから御発言ください。ランプが点灯し、マイクのスイッチが入ります。御発言を終えられましたら、再びボタンを押してスイッチを切っていただきますようお願いいたします。また、音声が聞き取りにくい場合がございますので、なるべくマイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。不具合や御不明な点がございましたら、職員にお声がけください。

次に、当審議会委員の異動につきまして御報告申し上げます。

タブレットの画面が黒くなっている方は、下のボタンを1回押して起動させてください。 さらにもう一度ボタンを押していただき、資料の一覧を表示させてください。次に、左上 の「0 次第等」と書かれた資料をタップしてください。開いていただけましたでしょうか。

画面を右から左にスワイプしていただき、2項目を開いていただきますと、「愛知県都市計画審議会 委員名簿」が表示されますので、御覧ください。

学識経験者として任命された委員のうち、田川委員が今年1月19日に任期満了となりましたが、引き続き委員をお願いしております。

続きまして、新たな委員を御紹介申し上げます。

「関係行政機関の職員」として委員をお願いいたしました愛知県警察本部長の鎌田徹郎 委員でございますが、本日は所用により御欠席でございます。代理として、新谷遼交通規 制課長に御出席いただいております。

また、本日の議案に市街化区域に関連する案件がございます。当該案件につきましては、 臨時委員に御出席をお願いしております。本日御出席の臨時委員を御紹介申し上げます。

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の中根俊樹委員でございます。

以上でございます。

ここで、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、本日の審議会は成立いたします。

それでは、議事に進みたいと思います。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、秀島会長、進行のほどよろしくお願いいたします。

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。 それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、川 野紀江委員、犬飼明佳委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」 から第8号議案「東三河都市計画豊川流域下水道の変更について」までの8議案でござい ます。

第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」から第4号議案「東三河都市計画路港地区の変更について」までの4議案は、いずれも土地利用に関する案件ですので、

都市計画区域ごとに御審議をお願いいたします。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。 県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 木村昌博】

都市計画課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。大変恐縮ではありますが、着座にて御説明させていただきます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。 お手元のタブレットを御覧ください。「次第等」のファイルを御覧の方は閉じていただ き、各議案が一覧で御覧いただける画面に移動してください。

今回、議案ごとに議案書、議案概要説明書、図面を一つのファイルにまとめており、意見書が提出された議案は「意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解」のファイルを別途追加し、計2つのファイルにまとめております。

まず、「第1号議案①」をタップしていただいてお開きください。

画面を順次スワイプしていただきますと、議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目に、図面は7枚目から8枚目にございます。説明は、机上のモニターの画面に沿って進めさせていただきます。タブレットは適宜御覧いただきますようお願いいたします。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は1ページから5ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は第1号議案の図面番号1と2が該当箇所となりますので、適宜該当箇所を御覧ください。

それでは、今回御審議していただきます瀬戸中水野駅周辺地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、図面右下の愛知県全図のうち、名古屋都市計画区域に含まれる瀬戸市の北西部の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

初めに、本地区はJR中央本線と愛知環状鉄道の駅である春日井市の高蔵寺駅から南東に約4km、また、瀬戸市役所から北に約3kmに位置しております。また、本地区の中心に位置する愛知環状鉄道の中水野駅は、高蔵寺駅と瀬戸市駅の隣駅となっております。

本地区は、紺色実線で示しております都市計画道路鹿乗共栄線国道 155 号が西側に近接 しているなど、交通利便性の高い地区となっております。 続いて、今回、県が市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行う区域につきましては、画面中央の赤色斜線で示しております瀬戸中水野駅周辺地区、面積約 22.2haの区域でございます。

次に、区域区分の変更を行う区域や理由等について御説明いたします。

モニターには計画図を映しております。

初めに、県が指定する市街化区域に編入する区域と市が指定する土地区画整理事業区域について説明させていただきます。

赤色の斜線は市街化区域に編入する地区の区域であり、南東側は一級河川水野川の中心とし、それ以外は隣接する既存の市街化区域界を境界としております。また、図の青色破線で囲まれた区域は、瀬戸市が同時決定する土地区画整理事業区域であります。この区域の北側や東側では、拡大図のとおり、既存市街化区域内の道路を含めて設定されております。また、この区域の南側では、河川の堤防道路までを事業区域として設定されております。

続いて、区域区分の変更を行う理由でございます。

本地区は、瀬戸市の都市計画マスタープランにおいて「土地利用誘導ゾーン」に位置づけられており、「鉄道駅を核とした多極ネットワーク型コンパクト構造のまちづくりへの 転換を目指すため、面的な基盤整備が不可欠な地区」とされております。

今回、この土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実な区域となったため、市 街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、瀬戸市では、土地区画整理事業の支障とならないよう、当面の間、本地区の用途 地域を第一種低層住居専用地域、容積率 50%、建蔽率 30%と定めることとし、将来土地区 画整理事業の進捗に合わせて、適正な用途地域に変更することとしております。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和 4年 11 月 11 日から 11 月 28 日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、1名の方から1通の意見書が提出されましたので、その意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御説明いたします。

ここからは、主にタブレットを御覧いただきながら御説明いたします。

お手元のタブレットの「第1号議案②」のファイルをお開きいただき、「意見書の要旨 及び都市計画決定権者の見解」を御覧ください。なお、モニターにも同じ表を映しており ます。

表は、今回提出されました意見書の要旨を、1. 区域区分の区域について、2. 土地区

画整理事業について、3. その他の3つに分類して取りまとめております。

画面を左へ1枚スワイプしていただき、まず最初に、1. 区域区分の区域について御説明いたします。

意見書の要旨は、中水野駅周辺の利便性が向上することには賛成です。本地区内に自宅があるが、上下水道が完備されており、周辺の自然環境も豊かであるため、市街化区域に編入する必要はないと思う。土地区画整理事業ありきで市街化区域に編入することは納得できないというものでございます。

これらに対する都市計画決定権者の見解は、本地区は、瀬戸市が策定した都市計画マスタープランにおいて「鉄道駅を中心としたコンパクトな都市構造への転換を促進し、子育て世代の定住や居住の循環促進を図る地区」として位置づけられており、瀬戸市が市街化編入に向けて事業化の検討を進めている地区であります。県としましては、瀬戸市が都市計画マスタープランを踏まえた土地区画整理事業により住居系の整備を進める目途を立てたことから、市街化区域に編入するものでありますとしております。

続きまして、2. 土地区画整理事業について御説明いたします。

提出された意見書の要旨は、土地区画整理事業ありきの説明となっており、都市計画決定権者たる瀬戸市の説明は不十分である。土地区画整理事業が行われると、減歩で既存の土地が減らされ、増税や清算金による金銭的な負担が増大するというものでございます。

これらに対する都市計画決定権者の見解は、土地区画整理事業に関する内容ですので、 瀬戸市に申し伝えてありますとしております。

最後に3. その他といたしまして、提出された意見書の要旨は、瀬戸市から発行されているハザードマップによる水害情報や水野川の堤防の堤防強度等、水害に将来的な不安があるというものでございます。

これに対する都市計画決定権者の見解は、瀬戸市によりますと、本地区は30年に一回程度の降雨に対し、主に現況農地の一部において浸水が発生する想定となっておりますが、そうした浸水を避けるため、土地区画整理事業において宅盤のかさ上げ、調整池の整備、排水施設の機能強化等を行うと聞いております。また、1,000年に一回程度の降雨に対しては、おおむね床下浸水程度の被害に減じる見込みであり、あわせて、ソフト対策として避難誘導等を行うことにより安心安全なまちづくりを進めていくと聞いております。

河川管理者に確認したところ、県管理河川の本地区に隣接する区間について、おおむね 30年間の整備内容を定めた河川整備計画の目標とする降雨に対して、現在、流下能力や堤 防の高さが確保されていると聞いておりますとしております。

以上が、意見書の要旨と、それらに対する都市計画決定権者の見解でございます。

また、本地区について、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき瀬戸市に意見照会を行い、都市計画法第 87 条に基づき名古屋市と協議をしましたところ、それぞれ異存なしとの回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。 御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原 案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。 県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 木村昌博】

続きまして、私から説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。 それでは、第2号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。 お手元のタブレットを御覧ください。「第1号議案」のファイルを閉じていただき、「第 2号議案」をお開きください。

画面を順次スワイプしていただきますと、議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目に、図面は7枚目から10枚目にございます。

紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は6ページから 10ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は第2号議案の図面番号1から4が該当箇所となりますので、適宜該当箇所を御覧ください。

なお、第2号議案は、岡崎市の市街化区域への編入案件が1件、知立市の市街化区域への編入案件が1件の、計2件となっております。

それでは、今回、西三河都市計画区域区分の変更について御審議いただきます岡崎市本

宿地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

総括図は、画面右下の愛知県全図のうち、西三河都市計画区域に含まれる岡崎市東部の 赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

本地区は画面下の名鉄本宿駅から北西方向へ約1kmに位置し、名鉄名電山中駅から北東 方向へ約1kmに位置しております。また、県道生平幸田線にも接しております。

また、本地区は都市計画道路本宿樫山線国道 473 号を経由し、画面下の都市計画道路国道 1 号線にアクセスするとともに、画面右上の新東名高速道路岡崎東インターチェンジには約 3 km の位置にあるなど、交通の利便性の高い地区でございます。

今回、県が市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行う区域は、画面中央下の赤色斜線で示しております本宿地区、面積約36.6haの区域でございます。

次に、区域区分の変更を行う理由等について御説明いたします。

モニターには計画図を映しております。

赤色斜線は本宿地区の区域を示しております。また、この赤いエリアのうち、図の青色 の破線で囲まれたエリアが市街化区域編入に合わせて岡崎市が決定する土地区画整理事業 のエリアでございます。

本地区は、岡崎市の都市計画マスタープランにおいて「地域拠点」及び「広域観光交流拠点」として位置づけられており、「多様な都市機能を誘導し、高次都市機能の集積や日常生活に利便性の高い市街地形成を図る」とするとともに、「地域資源の活用や広域道路網を生かした観光産業を創出し、交流人口の拡大を図る」とされております。また、岡崎市は、本地区のまちづくりとして、「アウトレットを核としたまちづくり」を目指しております。

今回、この土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実となったため、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、岡崎市が都市計画決定する用途地域等につきましては、今回の区域区分の変更に合わせて、画面右下の緑色のエリアについては、土地区画整理事業に支障となる無秩序な開発行為を抑制するため、当面、第一種低層住居専用地域、容積率 50%、建蔽率 30%と定めることとしております。なお、将来は、土地区画整理事業の進捗に合わせて適正な用途地域に変更することとしております。

また、画面左上のエリアについては、広域観光交流拠点として、アウトレット施設の誘

致に向け、近隣商業地域、容積率 200%、建蔽率 80%と定めることとし、また、「準防火地域」と、土地利用を制限しコントロールするため、「地区計画」を、区域区分の変更と合わせて岡崎市が定めることとしております。

続きまして、2件目の知立市知立蔵福寺地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面右下の愛知県全図のうち、西三河都市計画区域に含まれる知立市の 赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

初めに、本地区は既存の住宅系の市街化区域に隣接し、画面の左上の名鉄知立駅から南 方向へおおむね 1 km 内に位置しております。また、近隣の都市計画道路や付近の都市計画 道路名豊道路国道 23 号、都市計画道路安城知立線、都市計画道路国道 1 号線及び都市計画 道路衣浦豊田線国道 419 号も整備が進められており、交通の利便性の高い地区でございま す。

今回、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行う区域は、画面左の赤色斜線で示しております知立蔵福寺地区、面積約26.6haの区域でございます。

次に、区域区分の変更を行う理由等について御説明いたします。

モニターには計画図を映しております。

赤色の斜線は知立蔵福寺地区の区域を示しております。

今回市街化編入する区域は、図の青色破線で囲まれた、知立市が都市計画決定する土地 区画整理事業のエリアと、知立建設事務所や知立市立上重原保育園、知立市文化会館の周 辺など、すでに都市的な土地利用が行われているエリアで構成されております。

本地区は知立市の都市計画マスタープランにおいて「居住促進地区」として位置づけられており、「人口増加の受け皿となる住宅地を確保し、子育て世代等の定住化等を促進するため、ゆとりある住宅地を主体とする新たな居住促進地区の整備を促進する」とされております。

今回、本地区は土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実であることから、既に都市的な土地利用が行われているエリアも含めて、市街化調整区域から市街化区域へと 区域区分の変更を行うものでございます。

なお、知立市が都市計画決定する用途地域につきましては、土地区画整理事業の区域内 については土地区画整理事業の支障にならないよう、当面、第一種低層住居専用地域、容 積率 50%、建蔽率 30% として、今回の区域区分の変更に合わせて定めることとしておりま す。あわせて、知立市では土地区画整理事業区域外の都市的な土地利用が行われている3 か所について、既存の建物や土地利用状況を考慮し、知立建設事務所が立地している周辺 は第一種住居地域として、知立市立上重原保育園が立地している周辺は第一種中高層住居 専用地域として、知立市文化会館が立地している周辺は当面第一種低層住居専用地域とし て定めることとしております。

なお、将来は、土地区画整理事業の進捗に合わせて適正な用途地域に変更することとしています。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和4年11月11日から11月28日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき岡崎市、知立市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。 御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第2号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては原 案のとおり可決いたしました。

続きまして、第3号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第4号議案「東 三河都市計画臨港地区の変更について」の2議案を一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 木村昌博】

引き続きまして、私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、第3号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第4号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」御説明いたします。

タブレットの「第2号議案」を閉じていただきまして、「第3号議案及び第4号議案」 をタップしてお開きください。 議案書は1枚目から10枚目に、議案概要説明書は11枚目、12枚目に、図面は13枚目から20枚目にございます。

なお、紙の資料をお持ちの方につきましては、議案書は11ページから18ページ、議案 概要説明書は3ページ、4ページ、図面は第3号及び第4号議案の図面番号1から8まで が該当箇所となりますので、適宜該当箇所を御覧ください。

それでは、今回東三河都市計画区域区分及び臨港地区の変更について御審議いただきます豊橋市神野西地区について御説明いたします。

モニターには位置図を映しております。

薄青色の着色部は、重要港湾である三河港を示しております。豊橋市神野西地区は三河港の東側に位置しております。

次に、赤色四角で着色した部分の拡大図を総括図でお示しします。

神野西地区は、図面の左、赤色斜線で示しております。本地区の東側には都市計画道路名豊道路国道 23 号が縦断しております。

今回、本地区の面積約 9. 4ha を市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更をすることと、臨港地区の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

次に、区域区分及び臨港地区の変更を行う理由等について御説明いたします。

モニターには計画図1を映しております。

区域区分を変更する区域を赤色の斜線で示しております。

本地区は、公有水面埋立事業が行われ、令和3年6月に竣工しております。

また、豊橋市都市計画マスタープランにおいて、「新たな工業用地については、三河港や道路、鉄道網などの都市インフラを活かし、三河港の臨海部、県境部、広域幹線道路沿道において周辺環境との調和に配慮しつつ、地区計画制度などの活用により工業用地の確保に努めます」と位置づけられていることから、豊橋市都市計画マスタープランに基づき、当該地区を市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、豊橋市が今回区域区分の変更に合わせて、容積率 200%、 建蔽率 60%の工業専用地域を定めることとしております。

次に、モニターには計画図2を映しております。

臨港地区に指定する区域を赤色の斜線で示しております。

先ほど説明しました区域区分の変更を行う区域と同じ区域となっております。

今回指定する臨港地区は、港湾管理者が港湾を管理運営できるよう都市計画決定する地

区であります。臨港地区に指定されますと、港湾管理者が届出勧告等の規制を行えることとなります。また、港湾管理者は、条例に基づき、臨港地区を機能別に分けて建築物等の用途を規制する分区の指定をすることができます。こうしたことから、本地区を臨港地区として定めることにより、港湾管理者は港湾の適正かつ円滑な管理運営を図ることが可能となります。

また、本地区では、分区を商港区とすることとしております。商港区は、旅客または一般の貨物を取り扱わせることを目的とする分区で、この指定により、保管施設、荷さばき施設、旅客施設などの建築が可能となります。

なお、本地区では、貿易貨物である完成自動車等の保管施設用地として工業系の土地利用を図ることとしております。

続きまして、蒲郡市浜町地区の位置について御説明いたします。

モニターには位置図を映しております。

蒲郡市浜町地区は三河港の北側に位置しております。

次に、赤色四角で着色した部分の拡大図を総括図でお示ししております。

浜町地区は、図面の下、赤色斜線で示しております。北側には都市計画道路竹谷丸山線、都市計画道路海岸線の国道 23 号、蒲郡市役所が位置しております。

今回、本地区の面積約3.6haを市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更、及び臨港地区の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

次に、区域区分及び臨港地区の変更を行う理由等について説明いたします。

モニターには計画図1を映しております。

区域区分の変更をする区域を赤色の斜線で示しております。

本地区は公有水面埋立事業が行われ、令和2年7月及び令和3年6月に竣工しております。

また、蒲郡市都市計画マスタープランにおいて土地利用方針の土地利用計画図では「港湾・旅行地区」として位置づけられており、「ふ頭や港湾流通関係施設及び漁港施設などの利用増進を図ります」と位置づけられていることから、蒲郡市都市計画マスタープランに基づき、当該地区を市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、蒲郡市が今回の区域区分の変更に合わせて、工業専用地域、容積率 200%、建蔽率 60% と定めることとしております。

次に、モニターには計画図2を映しております。

臨港地区に指定する区域を赤色の斜線で示しております。先ほど説明しました区域区分の変更を行う区域と同じ区域となっております。

今回、本地区を臨港地区として定めることにより、港湾管理者は港湾の適正かつ円滑な管理運営を図ることが可能となります。また、本地区では分区を商港区とすることとしており、貿易貨物である完成自動車の保管施設用地として工業系の土地利用を図ることとしております。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和4年11月11日から11月28日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき豊橋市、蒲郡市に意見照会を行いましたところ、 異存のない旨の回答を得ております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。 御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第3議案及び第4号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第3号議案及び第4号議案に つきましては原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の中根委員に は御退席いただきます。どうもありがとうございました。

(臨時委員退席)

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

それでは、再開いたします。

続きまして、第5号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を上程いたします。 県当局の説明を求めます。

【都市計画課担当課長 後藤俊治】

都市計画課担当課長の後藤でございます。よろしくお願いいたします。恐縮でございますが、着座にて御説明させていただきます。

第5号議案「名古屋都市計画道路の変更について」御説明いたします。

タブレットの「第4号議案」を閉じていただいて、「第5号議案①」のファイルをお開きください。

議案書は1枚目から4枚目に、議案概要説明書は5枚目から6枚目に、図面は7枚目から11枚目にございます。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は19ページから22ページ、議案概要説明書は5ページから6ページ、図面は第5号議案の図面番号1から5が該当箇所となっております。

それでは、説明に移らせていただきます。

今回御審議いただく案件は、平成30年度に策定いたしました愛知県都市計画道路見直し 方針に基づき、弥富市、津島市、愛西市及び北名古屋市が長期未着手の都市計画道路につ きまして必要性等を検証し廃止する手続を進めており、それに関連して県決定路線の交差 箇所数等の変更などの関連変更を行うものでございます。

初めに、モニターには、画面上部中央の愛知県全図のうち、赤色四角で着色した弥富市、津島市、愛西市、北名古屋市を含む愛知県北西部の総括図を映しております。

オレンジ色の丸印で示しておりますのが市役所でございます。画面下部左端に弥富市役所、画面左中央部に津島市役所、同じく画面左中央部下寄りに愛西市役所、画面上部右寄りに北名古屋市役所がございます。

緑色三重線の枠で名称表示している5路線につきましては、弥富市、津島市、愛西市及 び北名古屋市の決定で計画路線の廃止を行う路線でございます。

赤色一本線の枠で名称表示しております5路線が、市決定の路線の廃止に併せて今回交 差箇所数などの関連変更を行う県決定路線でございます。また、名古屋津島線につきまし ては、交差箇所数の変更に加えて、交差点の隅切り部等の区域の廃止を行います。

モニターには図面番号2の弥富市の計画図を映しております。

画面中央左には JR 及び名鉄の弥富駅がございます。画面上にて黄色の線で点滅表示しておりますのが、今回弥富市決定で全線廃止いたします 3・4・776 号中央通線及び 3・4・782 号弥生通線でございます。これらの路線は、沿線での市街地の拡大による交通量の増加等に対応するため都市計画決定されましたが、都市計画決定後、当初見込んでいた市街地拡大は進んでおらず、今後も見込まれません。

また、同位置及び周辺において代替道路が供用されており、当路線沿線での交通は円滑

に処理されていることから、市決定の計画路線を廃止するものでございます。

この市決定で廃止する2路線と3・3・261号名古屋第3環状線及び3・4・311号弥富 蟹江名古屋線との交差部を赤丸で囲っておりますが、市決定2路線の全線廃止に伴い、都 市計画道路との交差箇所数が名古屋第3環状線では1か所減、弥富蟹江名古屋線では3か 所減となりますので、計画書の記載事項である幹線街路との平面交差箇所数を減らす変更 を行います。

モニターには図面番号3の津島市東部あま市との行政界付近の計画図を映しております。 画面中央上から右下にあま市と津島市の行政界、画面右上から下には蟹江川がございま す。画面中央黄色の線で点滅表示しておりますのが、今回津島市決定で全線廃止いたしま す3・4・730号花正莪原線でございます。

本路線は、沿線での市街地の拡大による交通量の増加等に対応するため都市計画決定されましたが、都市計画決定後、当初見込んでいた市街地拡大は進んでおらず、今後も見込まれません。また、同位置において代替道路が供用されており、当路線沿線での交通は円滑に処理されていることから、市決定の計画路線を廃止するものでございます。

この市決定で廃止する花正莪原線と3・2・262 号名古屋津島線との交差部を赤丸で囲っておりますが、花正莪原線の全線廃止に伴い、名古屋津島線では都市計画道路との交差 箇所数が1か所減となるため、計画書の記載事項である幹線街路との平面交差箇所数を1 か所減らす変更を行います。また、名古屋津島線については、南側で計画されている交差 点隅切り部等の区域廃止いたします。

続きまして、モニターには図面番号4の愛西市、津島市との行政界付近の計画図を映しております。

画面左上から右下に愛西市と津島市の行政界、画面右下から中央上に走っている鉄道は 名鉄尾西線、同じく画面右下から右に走っている鉄道は名鉄津島線でございます。画面中 央、黄色の線で点滅表示しておりますのが、今回愛西市決定で全線廃止いたします3・4・ 753 号橋詰見越線でございます。

本路線は、沿線での市街地の拡大による交通量の増加等に対応するために都市計画決定されましたが、都市計画決定後、当初見込んでいた市街地開発は進んでおらず、今後も見込まれません。また、周辺において代替道路が供用されており、路線沿線での交通は円滑に処理されております。そのため、区間が隣接する津島市決定にて廃止手続を行う3・4・728 号橋詰見越線及び3・5・329 号昭和南本町線と併せて、当該路線につきましても愛西

市決定にて計画路線を廃止するものでございます。

この市決定で廃止する橋詰見越線と3・4・266 号愛西津島線との交差部を赤丸で囲っておりますが、橋詰見越線の全線廃止に伴い、愛西津島線では都市計画道路との交差箇所数が1か所減となるため、計画書の記載事項である幹線街路との平面交差箇所数を1か所減らす変更を行います。

続きまして、モニターには図面番号5の北名古屋市の計画図を映しております。

画面左から右上には五条川がございます。画面に黄色の線で点滅表示しておりますのが、 今回北名古屋市決定で全線廃止をいたします3・4・631 号鍜治ケー色徳重線でございます。

本路線は、沿線での市街地の拡大による交通量の増加等に対応するため都市計画決定されましたが、都市計画決定後、当初見込んでいた市街地開発は進んでおらず、今後も見込まれません。また、同位置及び周辺において代替道路が供用されており、当路線沿線での交通は円滑に処理されているため、市決定の計画路線を廃止するものでございます。

この市決定で廃止する鍜治ケー色徳重線と3・4・315 号岩倉西春線との交差部を赤丸で囲っておりますが、鍜治ケー色徳重線の全線廃止に伴い岩倉西春線では都市計画道路との交差箇所数が1か所減となるため、計画書の記載事項である幹線街路との平面交差箇所数を1か所減らす変更を行います。

以上が、弥富市、津島市、愛西市及び北名古屋市内の都市計画道路の変更の説明でございます。

なお、これらの案件につきまして、都市計画法第17条の規定に基づき、令和4年11月11日から11月28日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、2団体、計2通の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明いたします。

ここからは、主にタブレットを御覧いただきながら御説明いたします。

お手元のタブレットの「第5号議案②」のファイルをお開きいただき、「意見書の要旨 及び都市計画決定権者の見解」を御覧ください。なお、モニターにも同じ資料を映してお ります。

今回提出されました各意見の要旨を取りまとめ、1. 都市計画道路見直しの進め方に関すること、2. 都市計画図書に関することの大きく2種類に分類して整理いたしました。 画面を左へ1枚スワイプしていただき、都市計画道路見直しの進め方に関することにつ いて御説明いたします。

番号1-1は、路線廃止の理由として周辺道路網の代替性で廃止するならば、もっと大胆に廃止を進めていくべきである。県としても関係市の指導を徹底すべきである。また、将来交通量推計値を公表すべきであるという御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、愛知県都市計画道路見直し方針では、周辺道路網の交通機能の代替性だけでなく、市街地形成機能及び空間機能の必要性や歴史・文化資源及び環境等の影響についても、地域の特性を考慮し、総合的に評価を行うこととしております。見直し作業においては、市町村が地元の合意形成を図る中、県は市町村との打合せや定期的なヒアリングなどで必要な助言等を行い、市町村と相互に協力しながら見直しを進めております。

交通機能の代替性の検証に当たっては交通量や混雑度を推計しておりますが、これらは 検討または協議に関する情報であり、かつ、検証を行う際の評価指標の一つであるため、 総合的な評価に対する誤解を招くおそれがあり、公表しておりませんという見解でござい ます。

番号1-2は、部分的に事業着手している路線であっても、事業着手できていない区間は 見直し対象とすべきであるという御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、主要な道路との交差点などで区間を設定し、区間単位で未着手の場合は見直し対象としておりますという見解でございます。

番号1-3は、地元説明会の周知、説明方法、質疑内容の公表について、県としての標準 手法を示し、市町村に差をなくすべきであるという御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、都市計画法第 16 条や都市計画運用指針では、都市計画の案を作成しようとする場合には説明会や公聴会等を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められております。市町村が実施する説明会の周知、説明方法、質疑内容の公表については、法令の趣旨に沿った実施方法であると認識しておりますが、市町村では独自の取組として、ホームページ等を活用するなどして情報提供を行っておりますという見解でございます。

番号1-4は、路線の変更のない市町村についても、今後どうしていくのか確認できるようにするべきである。また、整備状況を最新の令和3年度末の情報に更新すべきであるという御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、長期未着手路線があり見直しの手続を行っていない市町村においてもその必要性などの検討を行っておりますが、検討の過程に関する情報については、検討または協議に関する情報であり、見直しをするに当たり必要となる地元との調整や合意形成等に影響を及ぼすおそれがあるため、公表は行っておりません。県が公表している愛知県内市町村別都市計画道路幹線街路整備状況については、毎年国が行う都市計画現況調査に併せ県も調査を実施しており、その結果は、国の公表と同時期の3月頃公表しておりますという見解でございます。

番号1-5は、路線廃止に当たっては、決定当時の交通量予測が過大であったのか、代替 道路の整備が進んだのか等の理由を明確にすべきという御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、変更理由は縦覧に供している理由書に路線ごとに記載されておりますという見解でございます。

番号1-6は、旧都市計画法のもとで計画決定され、長期間着手されなかったことで土地 所有者は土地の処分に大きな制約を課されてきた。都市計画道路の廃止による固定資産税 の増加をなくす特別措置を定めるべきである。また、負担調整措置とは、住宅用地を除く 商業地等にしか適用されないのではないかという御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、都市計画道路の建築制限が適用され、かつ固定資産税額が減額されている土地では、都市計画道路の廃止に伴い減額されていない税額に変更されることとなります。変更された税額がもとの税額に対して一定の限度を超えて増額される場合は、税負担の激変を緩和するため、地方税法附則において段階的に税額を変更するような負担調整措置が設けられており、商業地だけでなく、こうした全ての土地に対して適用されております。なお、詳細については実務を行う関係市町村にお問い合わせくださいという見解でございます。

画面をもう一枚左へスワイプしていただきますようお願いいたします。

続いて、2つ目の分類の都市計画図書に関することについて御説明いたします。

番号2-1は、計画書に廃止路線の延長距離を明記すべきであるという御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、県決定の5路線の変更は、同時に市が手続を行っている路線の廃止決定に伴い、それらの廃止路線との平面交差箇所数等を変更するものであります。なお、廃止路線については市決定ですので、廃止延長につきましては市決定の廃止路線に関する計画書と併せて縦覧していた理由書に記載されておりますという見解で

ございます。

番号2-2は、総括図にて3・4・730号花正莪原線を3・4・729号立込元寺線として 誤った記載をしていないかという御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、3・4・730 号花正莪原線及び3・4・729 号立込元寺線は正しく総括図に記載しておりますという見解でございます。

以上が、意見の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

なお、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき、弥富市、津島市、愛西市及び北名古屋市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。 御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第5号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第5号議案につきましては原 案のとおり可決いたしました。

続きまして、第6号議案「知多都市計画道路の変更について」を上程いたします。 県当局の説明を求めます。

【都市計画課担当課長 後藤俊治】

着座にて失礼いたします。

それでは、第6号議案「知多都市計画道路の変更について」御説明いたします。

タブレットの「第5号議案」を閉じていただきまして、「第6号議案①」のファイルを お開きください。

議案書は1枚目から4枚目に、議案概要説明書は5枚目に、図面は6枚目から7枚目に ございます。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は23ページから26ページ、議案概要説明書は7ページ、図面は第6号議案の図面番号1から2が該当箇所となります。

それでは、説明に移らせていただきます。

この案件につきましては、知多市内における長期未着手の都市計画道路につきまして必

要性等を検証し、地元調整など準備が整った路線について一部区間の廃止等の変更を行うものでございます。

初めに、モニターには、画面左の愛知県全図のうち、赤色四角で着色した知多市周辺の総括図を映しております。

オレンジ色の丸印で示しておりますのが市役所及び町役場でございます。画面中央上寄りに知多市役所を示しております。

今回、県決定で一部区間の廃止を行う路線は、赤色三重線の枠で名称表示している1路線でございます。その他の赤色一本線の枠で名称表示している2路線は、この県決定の一部区間の廃止に併せて交差箇所数などの関連変更を行う県決定路線となっております。

本議案につきましては、最初に一部区間の廃止を行う路線につきまして御説明いたします。その後、関連変更を行う2路線につきまして御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一部区間の廃止を行う岡田蒲池線について御説明いたします。

モニターには図面番号2の計画図を映しております。

画面左下から上へ走っております鉄道は名鉄常滑線、画面左に新舞子駅がございます。 同じく画面左、下から上へ青色の実線で走っておりますのは国道 155 号、そして画面中央、 黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが 3 ・ 5 ・ 19 号岡田蒲池線でございます。

当路線は、昭和46年に沿線での市街地拡大による交通量の増加に対応するため都市計画 決定され、現在は計画幅員12mの幹線街路となっております。その後でございますが、当 初見込んでいた廃止区間沿線での市街地開発が大きく進まなかったことなどから未整備と なっており、今後も整備が見込まれません。

また、モニターには現地写真を表示しておりますように、同位置には県道大府常滑線が現況幅員約10mで供用されており、当路線沿線での交通は円滑に処理されていることから、岡田蒲池線のうち、黄色の線で点滅表示しております約3,100mの区間について廃止するものでございます。

続きまして、関連変更につきまして御説明いたします。

岡田蒲池線の一部区間の廃止に伴い同路線の起点が変更になるため、名称を3・5・19 号南粕谷蒲池線に改め、延長が約3,560mとなります。また、3・4・6号知多西尾線と 岡田蒲池線との交差部を赤丸で囲っておりますが、岡田蒲池線の一部区間の廃止に伴い、 知多西尾線については都市計画道路との交差箇所数が1か所減となるため、計画書の記載 事項である幹線街路との平面交差箇所数を1か所減らす変更を行います。

以上が、知多市の都市計画道路の変更の説明でございます。

なお、これらの案件につきまして、都市計画法第17条の規定に基づき、令和4年11月11日から11月28日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、2団体、計2通の意見書の提出がございました。

お手元のタブレットの「第6号議案②」のファイルをお開きいただき、「意見書の要旨 及び都市計画決定権者の見解」を御覧ください。なお、モニターにも同じ資料を示してお ります。

提出された御意見は、第5号議案「名古屋都市計画道路の変更について」に対して提出された、1. 都市計画道路見直しの進め方に関することの意見6件と同じものとなっておりまして、県の見解も同一となりますので、説明は省略させていただきます。

また、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき知多市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。 御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第6号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第6号議案につきましては原 案のとおり可決いたしました。

続きまして、第7号議案「東三河都市計画公園の変更について」を上程いたします。 県当局の説明を求めます。

【公園緑地課長 北川善己】

公園緑地課長の北川でございます。私から御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

第7号議案「東三河都市計画公園の変更について」御説明いたします。

早速でございますが、タブレットで「第7号議案」をお開きください。

議案書は1ページから4ページ、議案概要説明書は5ページ、図面については図面番号

の1と2となります。

紙資料をお持ちの方につきましては、議案書につきましては27ページから30ページ、 議案概要説明書は8ページ、図面につきましては第7号議案の図面番号1と2という形に なってございます。

それでは、図面をモニターに表示し説明させていただきますので、モニターを御覧ください。

こちらの総括図につきましては、豊川市の西部を示しております。図面右下にございます愛知県を示した広域図の中で、東三河都市計画区域の赤い四角の区域を拡大したものになります。

図面の中央右側、だいだい色の丸印が豊川市役所になります。図面の北西から南東にかけての青い線が国道1号線と、それに並行する形で名鉄名古屋本線が走ってございます。 図面の左、赤枠の実線で囲まれました緑色の区域が、今回御審議いただきます9・6・2 号東三河ふるさと公園でございます。

東三河ふるさと公園は、良好な自然的環境の保全を図ると同時に、多様なレクリエーション活動、健康の増進、自然とのふれあいの場を提供するため、広域公園として平成6年12月9日に、面積約174.8haで都市計画決定いたしました。東三河都市計画区域マスタープランにおきまして、本公園は多様な世代の人たちが健康づくりやスポーツ活動、自然とのふれあい、広域的な交流や情報発信を行うために必要な広域公園として、地域の歴史・景観資源となる特色のある緑を確保するため、歴史・文化資源と一体となった緑地の保全や公園の整備を推進することが位置づけられております。現在のところ、約135.8haを供用してございます。

今回の変更につきましては、郷土の歴史や文化を後世に継承し、公園機能の充実を図るため、茂松城跡の区域を追加するとともに、隣接する都市計画道路との整合を図るための公園区域の整正及び現地精査に伴う公園区域の整正を行うものでございます。

次に、モニターに図面番号2の計画図を映してございます。

この計画図は、公園区域の変更を行おうとする東三河ふるさと公園の区域を表示してございます。具体には赤色の実線、少し細くて恐縮でございます、こちらの赤色の実線が変更後の公園区域、緑色の縁取りが今回削除区域を除く既決定区域、茶色の着色が今回追加する区域、黄色の着色が今回削除する区域となります。

図面右の赤色の破線で覆われた箇所が今回追加する茂松城跡の区域、青色の破線で囲わ

れた2か所につきましては、隣接する都市計画道路との整合を図る箇所となります。

続きまして、参考図として拡大した図面をモニターに映します。

図面中央下の茶色で着色されている箇所が追加する茂松城跡の区域で、約0.76haとなります。さらにモニターの図面を拡大いたします。本公園の南東部に位置する茂松城跡について、今回公園区域として追加することにより、土塁跡や井戸跡を含む豊川市指定史跡茂松城跡の全てを公園区域とすることができ、歴史・文化・景観資源と一体となった緑地の保全や公園機能の充実を図ることが可能となります。

次に、隣接する都市計画道路との整合を図る区域変更について御説明いたします。

図面の中央、南北の水色の線が3・4・54 号国府赤根線です。水色の破線部が本公園と 重複する箇所となります。公園の下を国府赤根線のトンネルが通ることとなってございま す。

今回の変更は、当該都市計画道路との整合を図るため、トンネルの出入口部である坑口部につきまして、合計で約0.04haを公園区域から削除するものでございます。この図面の黄色の着色が削除区域でございます。

モニターを図面番号2の計画図に戻します。

図面左下、黄色の着色箇所につきましては、緑地の機能が社寺林として既に満たされているため、現地の境界に合わせて公園区域の整正を行います。また、図面の上や右のオレンジ色の破線で囲われた箇所につきましては、現地精査に伴う公園区域の整正を行います。これらの公園区域の整正により、合わせて面積約0.48haが減少することとなります。

以上の公園区域の変更により、面積が全て合わせまして約 0.2ha 増加することとなります。公園全体の面積は、既決定面積約 174.8ha から約 175.0ha へ変更するものでございます。

本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和 4 年 11 月 11 日から 11 月 28 日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、同法第18条第1項に基づき豊川市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。 御意見、御質問ないようですので、採決いたします。 第7号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第7号議案につきましては原 案のとおり可決いたしました。

続きまして、第8号議案「東三河都市計画豊川流域下水道の変更について」を上程いた します。

県当局の説明を求めます。

【下水道課長 榎本訓康】

下水道課長の榎本でございます。よろしくお願いします。

第8号議案「東三河都市計画豊川流域下水道の変更について」の御説明をさせていただきます。

議案書は31ページから34ページ、議案概要説明書は9ページ、図面は図面番号1から2でございます。

今回御審議をお願いする案件は、豊川流域下水道の下水管渠の変更と、豊川浄化センターの用地の一部を削除するものでございます。

今回の変更事項を説明する前に、流域下水道について御説明させていただきます。モニターを御覧ください。

流域下水道事業は、県と市町が役割分担をして汚水の処理をしております。県が汚水を 処理する浄化センターと幹線管渠の整備を行い、市町は各家庭の汚水を集めて県の幹線管 渠に接続するまでの管渠の整備を行っております。

議案書の33ページを御覧ください。

流域下水道において都市計画に位置づける事項としましては、下水道の名称、排水区域、 下水管渠、その他の施設を定めることとしております。

モニターを御覧ください。

次に、今回都市計画変更を行う豊川流域下水道の位置をお示ししております。

この図は、モニターの右下に示すとおり愛知県の東部を示しております。豊川流域下水 道はこの図の赤で囲った範囲であり、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び新城市が接続しており ます。

図面のTで示したのが、豊川浄化センターの位置を示しております。

それでは、今回の変更事項について御説明します。

第8号議案に関連する図面番号1の総括図を御覧ください。

この総括図は、豊川流域下水道の全体を示しております。

豊川流域下水道は昭和47年に都市計画決定し、事業に着手し、昭和55年12月に県内で初めての流域下水道として供用開始しました。図面の左下にある豊川浄化センターへ汚水を流すため、東部幹線、西部幹線、豊橋幹線、御津幹線の4つの幹線がございます。

第8号議案の変更事項としましては、下水管渠の一部を削除すること、放流管渠の吐口の位置を変更すること、豊川浄化センターの用地の一部を削除するの3つでございます。

第8号議案のうち、まず、下水管渠の一部を削除することについて御説明します。

削除する幹線は黄色く着色された幹線で、社会経済情勢の変化により計画汚水量が減少 したため、下水管渠の一部を削除します。これに該当するのが、東部第二幹線、東部第三 幹線、西部第二幹線でございます。

また、都市計画手続の簡素化のため、下水排除面積が 1,000ha 以上の区域を受け持つ管 渠のみを定めることとし、1,000ha 未満の区域を受け持つ管渠を削除いたします。これに 該当するのが、東部幹線の上流部、西部幹線の上流部、御津幹線の全域、御津第二幹線で ございます。

次に、放流幹線の変更と豊川浄化センターの用地の一部を削除する変更については、計画図で御説明いたします。

図面番号2の計画図を御覧ください。

これは、豊橋市と豊川市にまたがる埋立造成地にある豊川浄化センターの周辺を表しております。

第8号議案の変更のうち、放流管渠の変更について御説明いたします。

埋立計画に合わせて放流管渠を計画しておりましたが、埋立計画がスライドのように縮 小されたため、現在整備済みである放流管渠の吐口の位置に変更するものです。

次に、豊川浄化センターの用地の一部を削除することについて御説明いたします。

社会経済情勢の変化により計画汚水量が減少し、施設計画を見直した結果、青色の用地の中で必要な施設配置が可能となり、黄色の用地が不要となったものです。赤色は変更後の用地境界を示しております。黄色の区域が今回削除する用地となります。

第8号議案につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和4年11月11日から11月 28日まで、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。 また、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき、関係市である豊橋市、豊川市、蒲郡市 及び新城市に意見照会しましたところ、異議ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議のほどお願いします。

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。 御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第8号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第8号議案につきましては原 案のとおり可決いたしました。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたりまして御審議いただきまして誠にありがとうございま した。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局(都市計画課主査 河合洋岳)】

ありがとうございました。

最後に、事務局から1点御報告がございます。

【都市計画課担当課長 後藤俊治】

少しお時間を頂きまして、浜松湖西豊橋道路の進捗状況につきまして御報告させていただきます。

昨年9月の都市計画審議会におきまして、浜松湖西豊橋道路の都市計画決定及び環境影響評価手続を御審議いただくため、環境影響評価調査専門部会の設置について御承認をいただきました。

先月、1月20日及び25日には専門部会の委員の方々に現地視察をお願いし、環境保全上のポイント等を御確認いただきました。加藤委員、梶田委員、川野委員には、大変お忙しい中御参加をいただき誠にありがとうございました。

また、第1回専門部会につきましては2月に開催する予定としておりましたが、現在、 関係機関との調整を多岐にわたり進めているところでございます。今後、調整が整い次第 開催してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局(都市計画課主査 河合洋岳)】

以上をもちまして、本日の第3回愛知県都市計画審議会を終了いたします。 本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。 お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。 ありがとうございました。

(閉会 午後2時52分)